(6)　緊急時モニタリングの体制整備

緊急事態においては、緊急時モニタリングを行い、周辺環境の放射性物質の積算線量及び放射線量率を把握することが重要である。それらは、防護措置を適切に実施するための判断根拠となるため、迅速な緊急時モニタリングを可能とする計画を事前準備しておくとともに、様々な災害を想定してモニタリングの機能が損なわれないような対策を講じておく必要がある。

緊急時モニタリングは、次のとおり大きく2段階に分かれる。

①　第一段階

第一段階のモニタリングは、緊急事態の発生直後から速やかに開始する。その結果をＯＩＬと照らし合わせて防護措置に関する判断に用いる。第一段階では、次の事項を把握する。

・原子力施設周辺の空間放射線量率及び周辺に放出された大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素）の濃度

・放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質（放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム）の濃度

・広範な周辺環境における空間放射線量率及び放射性物質の濃度

②　第二段階

第二段階のモニタリングは、前記①の第一段階のモニタリングより広い地域において実施する。その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。第二段階では、前記①の第一段階における把握事項に加えて、次の事項を把握する。

・前記①以外の対象核種についての大気中の放射性物質の濃度

・前記①以外の対象核種についての環境試料中の放射性物質の濃度

・住民等が実際に被ばくしたと考えられる線量の評価

(7)　緊急被ばく医療体制の整備

原子力災害が発生した場合には、通常の災害医療に加えて被ばく医療の概念が必要となる。すなわち、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、除染の可能性等を考慮し、被災者や障害者に施す医療のコントロールを行い、緊急事態に適切な医療行為を整然と行うことが必要である。そのためには、平時から準備されている災害医療組織を最大限に活用すること、指揮系統を平時より確認しておくことが重要である。さらに、被ばく医療の特殊性の一つとして、放射線の長期影響や晩発障害を予測し、その防護措置を講じることも重要である。前記を踏まえ、原子力災害が発生した場合の医療的措置として次の要点を留意しなければならない。

・一般災害時の救急業務の在り方を軸として指揮系統を整備しておくこと。

・初動医療も含めたメディカルコントロールを徹底すること。

・緊急被ばく医療を主導する責務を平時より認識すること。

・被ばく医療の専門的意見を積極的に取り入れる許容性を持つこと。

・通信手段、受入れ医療機関、搬送手段等の災害時の救急業務に関係する重点事項については、被ばく医療としての特殊性を考慮するとともに、個々の地域としての特殊性も鑑みて決定すること。

・受入れ医療機関の選択とその役割については、その構造的基盤や人材的基盤の他に放射性物質の拡散予測等に基づいて位置を考慮すること。

・受入れ医療機関では、スクリーニング（被ばく者の汚染検査）、線量管理（被ばく者の放射線量測定）、除染（被ばく者の管理）等の被ばく医療に直結する作業に精通している者を養成すること。なお、この医療機関においては前記のような医療スタッフだけでなく、機関の施設管理者の理解が必須であり、そのための教育・研修を継続的に行うこと。

・住民に最も近い救急組織との連携体制を平時から確認すること。特に、これらの組織では放射線に関する基礎知識や被ばくの影響に関する最新の情報を等しく共有できるように努めること。また、防護服等の被ばく医療に必要な基本的な物資の整備・点検を怠らないこと。

(8)　平時からの住民等への情報提供

原子力災害の特殊性に鑑み、住民等が国の原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の指示に従って混乱なく行動をできるように、平時から原子力災害対策重点区域内の住民等に対して必要な情報提供を行っておく必要がある。情報の内容としては、次のものが挙げられる。

①　放射性物質及び放射線の特性

それぞれの原子力施設において取り扱う放射性物質及び放射線に関する基礎知識

②　原子力事業所の概要

原子力施設の事故防止の仕組みの概要、平常時及び緊急時の環境放射線モニタリングの仕組み（平常時のモニタリング結果を含む。）の概要

③　原子力災害とその特殊性

放射性物質又は放射線による被ばくの形態、放射線の影響及び被ばくを避ける方法

④　原子力災害発生時における防災対策の内容

緊急時の通報連絡体制、住民等の避難経路・場所及び医療機関の場所等、除染・汚染防止や安定ヨウ素剤服用の留意点並びに防災活動の手順

ただし、住民等との情報共有等の在り方の詳細については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

(9)　オフサイトセンター等の整備

オフサイトセンターは、原子力災害が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や地方公共団体の災害対策本部等が原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、連携のとれた原子力災害対策を講じていくための拠点となる。実用発電用原子炉に係る原子炉施設のオフサイトセンターについては、ＰＡＺ及びＵＰＺの目安を踏まえた範囲に立地すること、必要な放射線防護対策が講じられていること、地方公共団体等と緊密に連携できること、深刻な事態が生じた場合にも機能が維持できるよう代替施設の確保や通信経路の複線化等の方策が講じられていること等が必要である。また、オフサイトセンターにおいては、平時から、防災資料の管理、通信機器等のメンテナンス等を行うとともに、原子力防災専門官を含む防災関係者の定期的な連絡会や防災訓練により緊密な連絡調整を図っておく必要がある。

オフサイトセンターの設置に当たって、国が指定する際には、地方公共団体等の意見を聴いて地域の実情を踏まえた対応を行うことが必要である。

オフサイトセンターに加えて、原子力事業者は、原子力施設周辺において事故対応に必要な資機材、人員等の中継が可能となる現場活動拠点を適切な場所にあらかじめ設定し、必要に応じて臨時に設置できるようにしなければならない。

なお、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外のオフサイトセンターについては、当面は現在のオフサイトセンターを活用するものとするが、今後、その詳細については原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

(10)　諸設備の整備

原子力災害対策を適切に行うためには、所要の物的資源を整備しなくてはならない。放射線の影響は必ずしも即時に現れないため、放射線の量を様々な局面で計測する設備や機器、広範囲に及ぶ放射線の影響を各種データから解析し避難等の判断に資するシステム、状況や措置に関する情報を地域住民、関係機関、原子力事業者の間で迅速かつ正確に共有するためのインフラ等を整備しなければならない。これらの設備や機器等の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性を配慮しなければならない。また、放射線の影響下での作業であるための防護資機材の整備が必要である。加えて、緊急被ばく医療設備、資機材等については、住民の生命及び身体の安全を確保するために、多数の被災者に対して迅速に措置を施す必要があることを踏まえた上での整備を行わなければならない。

ただし、これらの設備から得られる予測情報の活用方策の明確化及び緊急被ばく医療に関する資機材の詳細については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。